

ニコン贈収賄防止方針

2014年4月21日制定

ニコンは、企業理念「信頼と創造」のもと、社会からの信頼に誠実に向き合い、贈収賄を許さない姿勢を明確にしています。

社会からの信頼をより強固にするため、本方針を制定し、グループとして事業を展開するあらゆる国、地域において、贈収賄の防止に取り組みます。

●適用範囲

本方針は、ニコンのすべての役員、従業員（以下「従業員等」とします）に適用します。ここでいう「ニコン」とは、株式会社ニコンおよび子会社を指します。

●責任

経営トップは、本方針の遵守に対し責任を有します。万一、本方針に反するような事態が発生した場合は直ちに事実を調査し適切に対処します。

1. 贈収賄の禁止

ニコンは、他者に対し、直接的であるか間接的であるかを問わず、不当な便宜を図ってもらうことを目的として、金銭その他の利益または便益（「利益等」）を提供したり、約束したり、申し出たりする贈賄行為を許しません。また、不当な利益等の受領や要求といった収賄行為も許しません。

2. 公務員等への対応

ニコンは、各国の公務員および公務員に準ずる者（国、地方公共団体、国営企業、国営病院、政党、国際機関の役職員等（「公務員等」）に対し、直接的であ

るか間接的であるかを問わず、贈賄を決して行わないよう、各国の関連法を遵守した事業活動を行います。

3. 第三者への対応

ニコンは、代理店やコンサルタント等の第三者を経由した公務員等への贈賄行為を許しません。取引の開始時には、贈賄防止の観点も含め第三者を審査・選定し、必要に応じて贈賄禁止の誓約義務を課します。また、買収、合併、合弁等の対象候補については、贈賄リスクの観点も含めた事前評価を実施します。

4. 正確な記録

ニコンは、各国の贈収賄関連法および本方針の遵守を示せるように、適切な内部統制システムのもと、会計帳簿を事実に基づき正確に記録し、関連帳票を適正に保管します。

5. リスク評価とガイドライン

ニコンは、事業展開に関する贈収賄リスクを適宜評価し、必要に応じ本方針を見直します。また、グループの各社または地域では、本方針を踏まえたガイドラインを制定します。

6. 教育および報告

ニコンは、本方針およびガイドラインについて、教育、研修等により従業員等に周知徹底し遵守させます。また、本方針・ガイドラインに反する行為を防止、是正するために、報告体制を整備します。

7. 違反時の処置

本方針または各国の贈収賄関連法に違反した場合は、会社の処分や司法当局等による処罰の対象となることがあります。

8. 改廃

本方針は、ニコン企業倫理委員会委員長が起案し、経営委員会が決定します。